

日本国憲法 教育基本法 学校教育法 学習指導要領 長崎県教育方針 第4期長崎県教育振興基本計画 諫早市教育振興基本計画 諫早市教育大綱 各関連法規 各関連条例	教育方針 日本国憲法、教育基本法、学校教育法等の法令及び長崎県教育方針、諫早市教育方針に則り、心身ともに健康で人間性豊かな児童を育成し、未来の担い手としての資質・能力の向上のため教育活動を実践する。
---	--

学 校 教 育 目 標

思い合う心 確かな学び力 ふるさとへの思いを 主体的に高め合う児童の育成

①児童・保護者・地域・教職員の視点に立った目指す学校像

通いたい学校・通わせたい学校・応援したい学校・働きがいのある学校

支え合い（やさしく） 安心・安全で、全員が楽しく通える学校	学び合い（かしこく） 確かな学び力を定着させる学校	高め合い（たくましく） 家庭や地域と連携した活力ある学校
----------------------------------	------------------------------	---------------------------------

②これからの社会をよりよく生きるための目指す子ども像（共生・自立・貢献）

自分で考え、よりよい判断ができる子ども

目指す子どもの姿

<人格形成：共生> ・自他の命や人権を大切にすることができる ・学校や社会のきまりを守ることができる ・正しい言葉づかいをすることができる ・進んで挨拶をすることができる ・時間を守ることができる	<学び力向上：自立> ・活発な話し合い活動ができる ・言語活動に積極的に取り組むことができる ・自ら本を手に取り、読書することができる ・タブレットを正しく活用できる ・宿題をし、自主学習に取り組むことができる	<気力、体力向上：貢献> ・自分の命を自分で守ることができる ・生活リズムをつくることができる ・家族や地域を大切にすることができる ・何事も最後までやり抜くことができる ・進んで体力作りをすることができる
---	--	--

③このような学校・子どもの姿を具現化するための目指す教職員像

心と言葉、まなざしで、子どもとつながる教職員

人権を重んじる教師（教職員） ○日常的・継続的な人権教育 ・特別支援教育の視点を生かした教育活動 ・機を逃さない生活指導、教育相談 ・教育活動全体を通じた道徳教育 ・いじめをしない、させない、許さない風土作り ○「学び」につながる「活動」 ・学びにつながる特別活動や体験活動 ・次に生かす生活目標の振り返り ・あいさつ、あたたかい言葉、そろえる（はきものや時間）を率先垂範	よりよい授業を提供する教師（教職員） ○校内研究と授業改善の充実 ・積極的に書く、話す活動（表現力向上） ・協働する学習過程の工夫と各時間での振り返りの設定 ・各種学力調査結果の分析・活用 ・基礎的基本的な学力の習得と定着 ・各種研修会への参加による自己研鑽 ○学力向上への側面的な取組 ・図書館教育・環境の充実 ・学習規律の徹底及び支持的風土作り ・宿題の出し方の工夫と家庭学習の習慣化 ・情報機器の利活用	子どもと共に活動する教師（教職員） ○家庭や地域との連携・協力 ・地域を再発見する総合的な学習の時間と、郷土のよさを共有する地域人材の活用を通じたふるさと教育の充実（本野再発見、本野自慢、本野検定） ・子どもに関する相談体制の整備 ・地域への学びの積極的発信（通信、HP） ○子どもが学びやすい教育環境の整備 ・安全点検の徹底と計画的な修繕依頼 ・校舎内外の整理整頓、美化（教師も子どもと共に掃除） ・教材備品・消耗品の適切な購入 ○生活習慣・生活態度の向上 ・キャリアパスポートの活用 ・メディアコントロールの啓発 ・発達段階、時期に応じた保健指導
---	---	---

主な関係機関等との連携先

【行政】・市教育委員会 ・県教育センター ・市少年センター ・市子育て支援課 ・児童相談所 等
 【地域】・PTA ・自治会 ・老人会 ・婦人会 ・子ども会 ・民生委員会 ・学童保育 ・地区公民館 等
 【医療・教育】・関係医療機関 ・特別支援学校 ・校区内中学校 ・校区内幼稚園 ・スクールカウンセラー ・心のケア相談員 ・SSW

■「つけさせる学力」「育てる力」「具体的な子どもの姿」「評価」等を、学習指導要領、県・市の方針、学校経営方針、校内研究に基づき、教育活動全体を通して実践する教師（教職員）
 ■体罰をはじめとした不祥事を自分事としてとらえ、子ども、保護者、地域の信頼を損なわない教師（教職員）